仙台市公告第57号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について，条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので，同条第 3 項の規定に基づき，次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 22 日

仙台市長　郡　和子

記

1　事業者の住所及び氏名

住所　東京都港区赤坂二丁目 16 番 8 号

氏名　株式会社ブルーキャピタルマネジメント　代表取締役　原田　秀雄

2　開発事業の名称及び目的

名称　（仮称）太白 CC 太陽光発電事業

目的　再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）を設置するため。

3　事業区域の位置及び面積

位置　仙台市太白区秋保町境野字峠下 185-1

仙台市太白区秋保町湯元字太夫 134-1，134-2

仙台市太白区秋保町湯元字半銅平 3，4，5-1，5-2，6，7，8，9，11，14，22，24，36，42

面積　115.3252　ヘクタール

4　意見の内容

・開発事業計画書に記載された内容は，環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書に対する市長意見（令和 2 年 7 月 3 日付　R2 環環環第 774 号）において「森林の伐採を極力抑え，可能な限り土地の改変を回避する」よう求めているにもかかわらず，伐採範囲が増加した計画となっているため，伐採面積を縮小させる等，森林の保全に最大限努めること。

・大雨等による土砂災害や水害，太陽光パネルの損壊等による河川の水質への影響や土壌汚染の懸念等があることから，災害の防止に十分配慮するとともに，また，本事業の適正な実施や運営のためには住民の理解や協力が不可欠であるため，再検討した開発事業計画について改めて地域住民に対して説明し，その後においても，関係法令に基づく説明等も含め丁寧な対応に努めること。